

特例随意契約事案フォローアップ票

| | | |
|---|--|--|
| 法人名 | 国立研究開発法人国立環境研究所 | |
| 案件番号 | 1 | |
| 契約方式 | 公開見積競争（一者見積・複数者見積） ・公開見積競争以外（秘密保持・緊急重要・その他） | |
| 契約の件名及び数量 | 令和3年度エコチル調査医療費解析用データベース構築業務 | |
| 契約締結日 | 令和3年9月8日 | |
| 契約の相手方の商号又は名称等 | システムラボラトリー(株) | |
| 公開見積競争経緯及び結果 | 公告 令和3年8月25日 提案書等×切 — 開札 令和3年9月8日 | |
| チェック内容 | | |
| 項目 | 確認 | 具体的な確認事項 |
| ①関係法人以外との契約であるか。 | ○ | ※以下、(注)1 参照 |
| ②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。 | — | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。 |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。 | × | ※×の場合は③-2 も回答。 |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉 | ○ | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④研究開発に直接関係しているか。 | ○ | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤公表しているか | ○ | — |
| <p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p> | | |
| 一者見積に対する今後の改善措置について | | |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。 | | |
| 契約監視委員会のコメント等 | | |
| (契約監視委員会コメント) | | |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討する必要がある。 | | |
| 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。 | | |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) | | |
| 公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。 | | |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員 | | |
| 小田部典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順) | | |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

| | | |
|---|--|--|
| 法人名 | 国立研究開発法人国立環境研究所 | |
| 案件番号 | 2 | |
| 契約方式 | 公開見積競争（一者見積・複数者見積） ・公開見積競争以外（秘密保持・緊急重要・その他） | |
| 契約の件名及び数量 | 令和3年度ファイバーフォトメリー記録装置 1式 | |
| 契約締結日 | 令和3年9月10日 | |
| 契約の相手方の商号又は名称等 | バイオリサーチセンター(株) | |
| 公開見積競争経緯及び結果 | 公告 | 令和3年8月27日 |
| | 提案書等 | × 切 — |
| | 開札 | 令和3年9月10日 |
| チェック内容 | | |
| 項目 | 確認 | 具体的な確認事項 |
| ①関係法人以外との契約であるか。 | ○ | ※以下、(注)1 参照 |
| ②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。 | — | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。 |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。 | × | ※×の場合は③-2 も回答。 |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉 | ○ | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④研究開発に直接関係しているか。 | ○ | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤公表しているか | ○ | — |
| <p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p> | | |
| 一者見積に対する今後の改善措置について | | |
| <p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p> | | |
| 契約監視委員会のコメント等 | | |
| <p>(契約監視委員会コメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討する必要がある。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p> | | |
| <p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p> | | |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員 | | |
| <p>小田部典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)</p> | | |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

| | | |
|--|--|--|
| 法人名 | 国立研究開発法人国立環境研究所 | |
| 案件番号 | 3 | |
| 契約方式 | 公開見積競争（一者見積・複数者見積） ・公開見積競争以外（秘密保持・緊急重要・その他） | |
| 契約の件名及び数量 | 令和3年度リサイクルの高度化に向けたアルミニウムフローの推計及びデータ整備等業務 | |
| 契約締結日 | 令和3年9月21日 | |
| 契約の相手方の商号又は名称等 | みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) | |
| 公開見積競争経緯及び結果 | 公告 令和3年9月6日 提案書等×切 - 開札 令和3年9月21日 | |
| チェック内容 | | |
| 項目 | 確認 | 具体的な確認事項 |
| ①関係法人以外との契約であるか。 | ○ | ※以下、(注)1 参照 |
| ②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。 | - | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。 |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。 | × | ※×の場合は③-2 も回答。 |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉 | ○ | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④研究開発に直接関係しているか。 | ○ | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤公表しているか | ○ | - |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 | | |
| 一者見積に対する今後の改善措置について | | |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。 | | |
| 契約監視委員会のコメント等 | | |
| (契約監視委員会コメント) | | |
| 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討する必要がある。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。 | | |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) | | |
| 公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。 | | |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員 | | |
| 小田部典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順)) | | |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

| | | |
|--|---|--|
| 法人名 | 国立研究開発法人国立環境研究所 | |
| 案件番号 | 4 | |
| 契約方式 | 公開見積競争（一者見積・複数者見積） ・公開見積競争以外（秘密保持・緊急重要・その他） | |
| 契約の件名及び数量 | 令和3年度センチネル SARを用いた畳み込みニューラルネットワーク（CNN）による東南・東アジア地域の水田域抽出及び稲作カレンダー作成業務 | |
| 契約締結日 | 令和3年9月27日 | |
| 契約の相手方の商号又は名称等 | 株式会社 DATAFLUCT | |
| 公開見積競争経緯及び結果 | 公告 令和3年9月9日 提案書等×切 ー 開札 令和3年9月27日 | |
| チェック内容 | | |
| 項目 | 確認 | 具体的な確認事項 |
| ①関係法人以外との契約であるか。 | ○ | ※以下、(注)1 参照 |
| ②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。 | ー | 公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。 |
| ③-1 参考見積の参加者が一者でないか。 | × | ※×の場合は③-2 も回答。 |
| ③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉 | ○ | 公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。 |
| ④研究開発に直接関係しているか。 | ○ | 研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。 |
| ⑤公表しているか | ○ | ー |
| 特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。 | | |
| 一者見積に対する今後の改善措置について | | |
| 一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。 | | |
| 契約監視委員会のコメント等 | | |
| (契約監視委員会コメント) | | |
| 業務内容の特性上、一者見積はやむを得ないと考えるが、仕様書受理者が不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取組みながら引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。 | | |
| (契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) | | |
| 引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。 | | |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員 | | |
| 小田部典子、西山 温、野村豊弘、古米弘明、矢野奈保子(五十音順) | | |

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。